

産前産後のお母さんを応援します！

銚田市子育て支援ヘルパー派遣事業



どんな人が使えるの？

銚田市に住民票のある世帯の、妊娠中または産後6か月未満の方で、体調不良などで家事や育児ができず、日中ご家族などからの支援を受けることができない方が対象です。また、双子などの場合は家族からの支援を受けられる場合でも、産後1年まではご利用いただけます。



お願いできるのはどんなことですか？

一般的な家事に関することや、育児に関することのお手伝いです。詳しくは裏面をご覧ください。



どんな人が来るの？

銚田市社会福祉協議会所属のヘルパーがおうかがいします。



費用はどのくらいかかりますか？

1時間につき800円をご負担いただきます。非課税世帯の方や生活保護を受給している方は、減免の制度がありますので負担額が変わります。



お願いできる回数は？

1回につき2時間以内で、産前産後20回までです。双子などの場合は40回までになります。



市内の里帰り先へも来てもらえるの？夜でもいい？

申し訳ありません。訪問は8時30分から17時15分まで、ご自宅のみとなります。また、近くにご実家がありお手伝いいただける方は対象外となる場合があります。



私は実家も遠いし、お願いしてみようかな。

ご利用には、事前に申請が必要です。相談や申請書の受付は銚田市子ども家庭センター「HUGくむ」(☎36-7611)です。



銚田市子育て支援ヘルパー派遣事業について

1. 派遣対象者

- 銚田市に住民票のある世帯で下記のいずれかに該当する方が対象です
- ・妊娠中または産後6か月以内で、体調不良等により家事または育児を行うことが困難であり、かつ日中に同居の親族その他の者によるサポートを受けられない
 - ・多胎による妊娠中または産後1年以内



2. 支援の内容

銚田市社会福祉協議会のホームヘルパーを派遣し、家事や育児のサポートをします。

(1) 家事に関すること

(日常的な範囲のものに限ります)

- ・食事の準備及び後片付け
- ・衣類の洗濯及び補修
- ・住居等の清掃及び整理整頓
- ・生活必需品の買い物
- ・関係機関との連携
- ・その他

(2) 育児に関すること

(補助を原則とします)

- ・調乳準備及び後片付け
- ・沐浴準備及び後片付け
- ・関係機関との連携
- ・その他

※赤ちゃんだけのお預かりはできません

3. 利用回数と料金

利用回数

産前産後20回まで(多胎の場合は40回まで)

1回2時間以内、午前8時30分から午後5時15分まで
(年末年始などを除く)

利用料金

世帯区分	30分あたりの料金	申請時添付書類
市民税課税世帯	400円	-
市民税非課税世帯 または生活保護世帯	無 料	非課税証明書※ または保護証明

※世帯全員分の証明が必要です



4. 利用までの流れ

- ①「銚田市子育て支援ヘルパー派遣申請書」を提出してください。
【提出先】銚田市こども家庭センター「HUGくむ」
※派遣を希望する日時や受けたい支援の内容等について、担当者がお話をうかがいます。
- ②銚田市社会福祉協議会との調整後、「銚田市子育て支援ヘルパー派遣承認通知書」を交付します。
- ③利用者のご自宅でヘルパーと面談後、利用開始となります。
※ヘルパーの都合により、ご希望に添えない場合もあります。

【問合せ先】

銚田市こども家庭センター「HUGくむ」(TEL36-7611)